

令和 7 年 第 2 回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和 7 年第 2 回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 7 年 2 月 18 日 (火)					
招 集 の 場 所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 7 年 2 月 18 日 午前 9 時 30 分				
	閉 会	令和 7 年 2 月 18 日 午前 10 時 39 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	×
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
	会議録署名委員	席 番 7 番		柳井 義郎		席 番 8 番
職務のため出席 した者職氏名	事 務 局 長		高野		事務局次長	宮田
	主幹兼農地 GSL		竹之内		主幹兼農地 GSL	圖師
	農地 GSL		杉原		主 任 主 査	桑水
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	○	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	×	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

会議に付した 事 件	議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第10号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第11号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第12号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第13号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第14号 非農地証明願の承認について 議案第15号 農用地利用集積計画決定について 議案第16号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第17号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の 指名について
-----------------------	--

議長	萩迫	ただいまから、令和7年第2回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。中之内委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番7番、柳井委員と、席番8番、宮脇勇委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。 最初に、あっせんの経過につきまして、平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より、12月の総会で依頼のありましたあっせんが、農地法3条で成立しましたので報告をいたします。 4ページのあっせん成立資料番号1番です。 所在、地目等は資料のとおりですが、場所は、JAあおぞらのガソリンスタンドの前のそお街道から、スタンドを拠点として、南へ1kmのところ です。 譲受人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、株式会社〇〇代表取締役です。 主にお茶を栽培されており、農機具は防除機1台をはじめとするお茶工場をお持ちになり、機械一式を持っておられます。 〇〇さん宅からは、隣の茶畑になります。歩いて、10歩もありません。 あっせん価格は、総額で350万円でした。 あっせん委員は、垣内委員と私、平川でした。よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	12月にあっせん依頼のあった〇〇さんの分ですが、金額がなかなか折り合えません。引き続きあっせん活動いたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、畑山委員の報告をお願いいたします。
委員	畑山	令和7年第1回定例総会において、あっせんの申し入れがありました〇〇さん、委任者〇〇さん、母親ですが、この案件は、令和4年11月に申し出があつて、その後、令和5年5月まで、いろいろありましたが、あっせんが成立せずに打ち切られたもので、再度、令和7年1月に申し出があつたということです。 この結果は、近々あっせんが成立すると思われ、来月には成立の報告が出来るものと思います。よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。

会場 議長 萩迫 委員 神宮司	1月23日、上野委員と西都児湯管内農業委員会会長・事務局長合同県外視察研修の受け入れ、2月3日、事務打合せ、7日議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、6ページ、番号9番について審議いたします。番号9番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号9番を報告いたします。 譲渡人は、志布志町安楽平城にお住まいの〇〇さん、60歳。 譲受人は、同じく平城にお住まいの〇〇さん、73歳です。 申請地は、議案書6ページに記載されているとおりで、申請地の場所は、安楽小学校から南へ50m下り、右折道なりに走り、平城橋を渡り上り終えた1km先、右側に〇〇製茶がございます。〇〇製茶から道路向かい、南側に5849番1が1筆、5892番3、5893番6の2筆が隣接して、目視できる近さにあります。残り5872番2も、その先南へ100m圏内にあります。 譲受人宅からは、車で2、3分のところにあります。 〇〇さんは親子4人で、お茶、水稻、そばを栽培しており、申請地には、地目が田となっている農地は、今年は水稻の苗が間に合わないため、甘藷を作付けし、来年から水稻、畑となっている農地には、今年は夏そば、秋そば、来年からお茶を作付けの予定です。 また、トラクター2台、耕運機2台、自走式田植え機、コンバイン1台を保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。	
	議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
	会場 委員	(会場 なし)
	議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
	会場 委員	(会場 異議なし)
	議長 萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
	会場 委員	(〇〇委員 入室)
	議長 萩迫	次に、番号10番について審議いたします。事務局の報告をお願いいたします。
	事務局 杉原	それでは議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請の番号10番について、ご説明申しあげます。議案書は6ページです。
		譲渡人は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さん91歳で、譲受人は、

		曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん 70 歳です。 申請地は、記載されているとおりですが、現況田が 2 筆で 5,407 m²です。 申請地の場所ですが、曾於市末吉町南之郷にある愛の里の前の県道南之郷・志布志線を南側へ 530m 進み右折し、965m 進んだ左手の 6 枚目、7 枚目の隣接した農地になります。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、前々回ご出席いただいております、今回の申請地につきましても前回の申請地の近隣地ということで、本日はお呼びしていません。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 11 ページのとおりですが、田には水稻を作付けするとのことです。 なお、通作距離は、自宅から 1.5 km とのことです。 また、申請事由は譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、7 ページ、番号 11 番と番号 12 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思います。ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 11 番と番号 12 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 山迫委員の報告を 2 件まとめてお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 11 番と番号 12 番を報告いたします。 まず、番号 11 番の譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、田之浦郵便局から都城方面へ 6 km 進み左折し、500m 進んだ左手に位置します。 譲受人宅から、車で 10 分のところにあります。 次に、番号 12 番の譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 11 番と同じく〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、番号 11 番の農地より、10m 行ったところです。 譲受人宅から、車で 10 分のところにあります。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	山迫	

		〇〇さんは、認定農家であり、奥さん、息子さんと3人で、水稻、玉ねぎを主に栽培されており、申請地には、水稻を作付けされる予定とのことです。 また、トラクター2台、玉ねぎ収穫機、田植え機、トラック、軽トラックを保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号11番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号12番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号13番について審議いたします。神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号13番を報告いたします。 譲渡人は、宮崎県都城市上町〇〇街区〇〇号〇〇にお住まいの〇〇さん、56歳です。 譲受人は、志布志町安楽宮脇にお住まいの〇〇さん、55歳です。 申請地は、議案書7ページ、総会資料12ページに記載されているとおりで、申請地の場所は、安楽小学校から南へ400m先に安楽郵便局があります。 次の交差点で右折、グリーンロードに入り、100m先を右折、30m進んだ右側にあります。 譲受人宅からは、隣接地で目の前のところにあります。 〇〇さんは、新規就農者ですが、今後、兼業農家として進まれるそうです。申請地には、自家消費のための野菜を作付けする予定とのことです。 また、トラクター1台、軽トラック1台を保有しています。 〇〇さんの今回の申請には5年以上継続して耕作する旨の誓約書、耕作放棄地を耕作する旨の確約書に加えて、無断転用などしない旨の誓約書も添付されておりますが、3条の許可後は、申請地を他人に貸し付けたりすることや、農地以外の目的に使用することは原則できないこと、また農地として適正に管理されることを〇〇さんに重ねて指導をいたし、本人も了解の意思を示されました。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 14 番について審議いたします。同じく神宮司委員の報告をお願いいたします。
		委員 神宮司 会長より依頼のありました番号 14 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志町安楽上門にお住まいの〇〇さん、85 歳、譲受人は、同じく上門にお住まいの、〇〇さん、73 歳です。 申請地は、議案書の 8 ページに記載されているとおりで、申請地の場所は県道 63 号、大迫橋から志布志有明線 523 号へ入り、800m進むと、三差路があり、左折して、1 枚目の畑です。 譲受人宅からは車で 1, 2 分のところにあります。 〇〇さんは、奥様と 2 人で水稻、そばを主に栽培しており、申請地にはそばを作付けする予定とのことです。 また、トラクター 4 台、自走式田植え機 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 15 番と番号 16 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 15 番と番号 16 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
会場 議長	委員 萩迫	事務局の報告を 2 件まとめてお願いいたします。 番号 15 番と 16 番を中之内委員に代わりましてご報告いたします。 まず番号 15 番の譲渡人は、鹿児島市にお住まいの〇〇さん 56 歳で、譲受人は、有明町伊崎田の菅牟田自治会にお住まいの〇〇さん 38 歳です。売買の申請です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、場所ですが、921 番 2 は、伊
事務局	桑水	

		崎田インター入口から市道吉村・山之口1号線を南へ900mほど進むと菅牟田公民館がありますが、その道路向かいの畑です。1024番1は、そこから北へ直線距離で200mのところにあります。1261番1は伊崎田インター入口から市道を南へ200mほど行くと有明塗装店がありますが、そこから西へ450m入ったところの畑です。いずれも譲受人宅から車で1～2分のところにあります。 次に、番号16番の譲渡人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん67歳で、譲受人は、先ほどの番号15番と同じく〇〇さんです。売買の申請です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、場所は、番号15番でご説明しました921番2から、農道を挟んで北側にある畑です。 譲受人宅より1～2分のところにあります。 〇〇さんは、配偶者と2人でお茶4.2haを栽培しており、申請地でもお茶の栽培をするとのことでした。また、トラクター4台、防除機2台、摘採機4台、管理機3台を保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号15番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号16番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、9ページ、番号17番について審議いたします。坪山委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	会長より依頼のありました番号17番を報告いたします。 譲渡人は、兵庫県加古郡播磨町東本荘〇丁目〇番〇〇号にお住まいの〇〇さん、80歳で、譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇の通山自治会にお住まいの〇〇さん、44歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明町伊崎田字尾の県道志布志有明線沿いの信号のある市道鍋字1号線を南へ430m進み左折、市道土江1号線を南へ250m進んだ市道の左側にありました。 譲受人宅から車で15分のところにあります。 〇〇さんは、現在、法人として認定農業者で養鶏を営んでおりますが、家

		族としましては夫婦と子供2人がいらっしゃいます。 今回農地を初めて取得する新規就農ということでございます。 農業は主に、この〇〇さんが1人するということになっております。 主に、自己消費のための野菜、ピーマン、ナス、トマトなどを作付する予定でございます。 また農機具などは、トラクター1台、ユンボ1台を、現在保有しているということでございます。 特記事項といたしまして、自己消費ということで、5年以上継続して耕作する旨の誓約書及び、確約書もいただいております。 許可後は、申請地を他人に貸し付けたりしないことや、農地以外の目的に使用することは原則できない旨の話をし、了解されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障がないと思われまます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号18番について審議いたします。同じく坪山委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	会長より依頼がありました番号18番を報告いたします。 譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇、西吉村自治会にお住まいの〇〇さん68歳でございます。 譲受人は、同じく有明町野井倉〇〇番地、高吉自治会にお住まいの〇〇さん、74歳でございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明の東村石油店前の信号機のある市道吉村押切1号線を、南へ230m進みますと、左側に有明中学校が見えますが、手前を右折しまして、市道吉村野井倉線を南の方向へ450m進んだ左側から2番目の位置にあります。 譲受人宅から車で10分のところにあります。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、夫婦2人で、甘藷、ゴボウ、ニンジンなどを主に栽培しておりまして、申請地には甘藷を作付けするとの予定であります。 また、農機具などは、トラクター1台、軽トラック1台を保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 19 番と、10 ページ、番号 20 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 19 番と番号 20 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
委員	平川	平川委員の報告を 2 件まとめてお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 19 番と番号 20 番を報告します。 番号 19 番の譲渡人は、有明町野神草野自治会にお住まいの〇〇さん、77 歳、譲受人は同じく有明町野神立本自治会にお住まいの〇〇さん、42 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、規模拡大です。申請地の場所ですが、有明町野神にあります立本、宮下、草野の 3 集落は、大きな草野丘の麓に位置しています。 その集落の前は、昭和に区画整理がされた農地が広がっており、その真ん中を一本の道路が大崎方面へと走っています。 それぞれの集落入口には、立本入口、宮下入口、草野入口と看板が立ち、間違わないようになっています。 今回の農地は、その草野入口の看板が立つところから、大体、南の方へ 80 m、大崎町方面へ進んだ左に位置します。 譲受人宅からは、車で 10 分以内のところにあります。 次に、番号 20 番の譲渡人は、大阪府東大阪市高井田西〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さん、72 歳です。 譲受人は、先ほど番号 19 番と同じく〇〇さん、42 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望と規模拡大となります。申請地の場所は、先ほどの番号 19 番で報告した一本道の草野入口から南へ、大崎町の方へ 1 km 進むと間もなくここから大崎町内ですというところの十文字が出てきます。そこを東の方向、原田校区方面へ 1 km 進んだ道路脇になります。 譲渡人の離れ牛舎からは歩いて行けるところであります。 〇〇さんは、株式会社〇〇の役員でもあり、家族 4 名、他雇用人 3 人で、お茶 4.1ha、キャベツ 4.5ha、裏作で飼料畑、また、牛 100 頭以上を飼育されており、申請地にはキャベツを作付する予定とのことでした。 また、大型トラクター 6 台、耕運機 2 台、茶作業機一式、キャベツ作業一式、飼料畑ロール作製機械一式などを保有されています。 この番号 19 番と番号 20 番の農地は現在、〇〇さんが耕作中です。

		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号19番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号20番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号21番について審議いたします。脇田委員の報告をお願いいたします。
委員	脇田	会長より依頼のありました番号21番を報告いたします。 譲渡人は、松山町新橋豊留自治会にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく新橋豊留自治会にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所より広域農道へ進み、末吉方面に行きますと、市道飯野松山線が出てきます。 信号を右に進み、道の駅松山を通り、末吉方面へ2.3km進むと、斜め左に入る市道豊留宮田上線が出てまいります。その市道を1.1km進むと、新橋4部の消防車庫と豊留自治会の公民館が出てきます。そこから200mほど進んだ右手の畑となります。 譲受人宅からは、徒歩で30秒ほどのところにございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、お母様と奥様3人で、酪農業を営んでおります。申請地には、飼料作物を作付することです。 保有機械としまして、トラクター4台、ダンプ1台、軽トラ2台、飼料収穫機一式を保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障がないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。

委員 隈元	次に、番号 22 番について審議いたします。隈元委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 22 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、71 歳です。 譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、62 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道柿木志布志線沿いの尾野見小学校から、泰野方面へ 700m 進み、左へ 100m 進んだ右側です。譲受人宅からは、5 分のところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦、従業員 1 名で、お茶 8.7ha を主に栽培しており、申請地には、野菜を作付する予定とのことです。 また、摘採機 3 台、トラクター、田植え機、コンバイン各 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
会場 委員 議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
議長 萩迫	よって日程第 4、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。
議長 萩迫	次に、日程第 5、議案第 10 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。
議長 萩迫	12 ページ、番号 1 番を審議いたします。現地を調査された圓福委員の報告をお願いいたします。
委員 圓福	議案第 10 号、番号 1 番について報告いたします。 調査日は、2 月 6 日でございました。 調査員は、栢山委員、福岡裕幸委員と私圓福です。 申請人は、有明町蓬原中野自治会にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲等の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の 16 ページからでございます。 場所につきましては、有明町山重校区そお街道沿いです。 山重校区川添公民館から県道宮ヶ原大崎線を東に 200m 進み、右折して農道を 65m 進んだ右手に位置します。 用途区分変更の目的については、昭和 59 年農業用倉庫、資材置場として、用途区分等の変更の許可を受けておりましたが、申請目的に寄与しておりませんでしたので今回農地としての利用を申請するものでございます。 申請後は、甘藷を作付されるそうです。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 委員 圓福	指導内容としましては、農業資材等の残さ等がありましたので耕作に影響を及ぼすために、撤去をお願いしたところでした。 申請地の農地区分は、農用地区区域内農地であり、用途区分が農業施設に指定されています。 以上のことにより調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないのではないかという意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 5、議案第 10 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第 6、議案第 11 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。 まずは、14 ページ、番号 1 番を審議いたします。現地を調査された圓福委員の報告をお願いいたします。 議案第 11 号、番号 1 番について報告をいたします。 調査日は、先ほどの議案と同じでございまして、申請人も同じでございます。2 月 6 日、栢山委員、福岡裕幸委員と私圓福です。 申請人は、先ほど申しましたように、有明町蓬原中野自治会にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでございました。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の 19 ページからでございます。 場所につきましては、先ほどの議案第 10 号、番号 1 番と全く同じところでございます。 転用の目的については、申請地に車庫等の建設をすることで、農作業の効率化を図るものでございます。 転用前にすでに建築がされており、今回、始末書をつけての追認申請とするものでございます。指導内容はございません。 申請地の用地区分については、農用地区区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。 なお、用途区分の変更はすでに行われております。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分変更しても問題はないのではないかと意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
	議長 萩迫 会場 委員

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 2 番を審議いたします。現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	議案 11 号、番号 2 番について報告いたします。
		調査日は、2 月 6 日、調査員は、柳井委員、脇田委員と、私小園です。
		申請人は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は、行政書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書、総会資料 23 ページから 26 ページのとおりです。
		場所は、松山町尾野見の津曲精米所の前の県道塗木大隅線を、志布志町田之浦方向へ 131m 進み右折し、市道稲ヶ迫大野線を 298m 進んだ右手に位置します。
		転用目的は、倉庫兼車庫、駐車場、資材置場となっております。
		排水に関しましては、敷地は、周囲の土地より低くあり、西側北側には排水路が設置してあり、東側と入口方向には、市の側溝に接続しており、雨水等の問題はないと思われます。
		その他、今回始末書を添付、追認で、出されております。
		申請地の区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たすと思われます。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 6、議案第 11 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第 7、議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。
		まずは、16 ページ、番号 5 番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	議案第 12 号、番号 5 番について報告します。
		調査日は、2 月 6 日、調査員は、小園委員、脇田委員と私柳井です。
		総会資料は、27 ページから 29 ページです。

議長 会場 議長 会場 議長 委員	萩迫 委員 萩迫 委員 萩迫 栢山	譲渡人は、千葉県浦安市にお住まいの〇〇さん。 譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、えびはら皮膚科前の市道町原弓場ケ尾線を志布志港方向へ 90m 進んだ右手の 44m 先に位置します。 排水は、自然流下、転用目的は山林です。 その他で申請地は、高速道路の残土の受入地になっており、他に転用できるような状態ではなく、クヌギの移植を行うということでした。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地、その他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された栢山委員の報告をお願いいたします。
		議案第 12 号、番号 6 番について報告します。 調査日は、2 月 6 日、調査員は、福岡裕幸委員、圓福委員と、私栢山です。 貸人は、鹿屋市川西町にお住まいの〇〇さんです。 借人は、鹿屋市川西町にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、A コープあおぞら店から、県道志布志有明線を東へ 90m 進み左折し、農道を 60m 進んだ右手に位置します。 転用目的は、一般住宅です。 排水は、公共下水道が通っているので、そちらに排水します。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 7 番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	議案第 12 号、番号 7 番について報告いたします。 調査日は、2 月 6 日、調査員は、栢山委員、圓福委員と私福岡です。 貸人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 借人は、京都市伏見区にあります〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、株式会社〇〇宮崎事業所 〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、有明町山重にある上平野集会所より県道宮ヶ原大崎線を北へ 30 m 進み左折し、市道下平野線を 400m 進んだ右手に位置します。 転用目的は、太陽光発電施設の建設です。 排水は、中央を低くし自然流下とするそうです。 また、周囲はフェンスで囲うそうです。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。
委員	隈元	まずは、18 ページ、番号 23 番について審議いたしますが、番号 23 番は、今回の許可申請にあたり、譲受人に違反転用があったため、先ほどの議案第 11 号、番号 2 番で審議し、転用の決定を受けましたので、今回審議するものでございます。隈元委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 23 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さん、61 歳です。 譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、75 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いの大野原集会施設から、田之浦方面へ 500m 進み、左へ 100m 進み、右へ 100m 進んだ右側です。隣は、〇〇さんの田です。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 事務局 竹之内	譲受人宅からは5分のところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり、家族5人で、甘藷8ha、野菜2haを主に栽培しており、申請地は、甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター3台、トラック3台を保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号24番について審議いたしますが、番号24番は、今回の許可申請にあたり、用途区分の変更が必要となったため、先ほどの議案第10号、番号1番で審議し、用途区分の変更の決定を受けましたので、今回審議するものでございます。事務局の報告をお願いいたします。 それでは議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請の番号24番について、ご説明申しあげます。議案書は、18ページです。 この申請は、先ほど議案第10号の番号1番にて農業用施設から農用地への用途区分の変更について審議された案件の3条申請になります。 まず譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さん88歳で、譲受人は、曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さん57歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が1筆で3,039㎡のうち2,403㎡です。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者であるため、本日は、お呼びしておりません。 今回の申請地の場所でございますが、有明町山重にある川添地区公民館から県道宮ケ原・大崎線を東へ100m進み右折し、農道を65m進んだ右手に位置します。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料14ページのとおりでございますが、畑には甘藷を作付するとのことです。 なお、通作時間は、自宅から約20分とのことです。 また、申請事由は譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、用途区分の変更が条件になりますが、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
	議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫

会場 議長	委員 萩迫	ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 8、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。許可につきましては、それぞれ農地法第 4 条の許可後、並びに農業振興地域整備計画変更の決定後となります。 次に、日程第 9、議案第 14 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。 まずは、20 ページ、番号 3 番を審議いたします。現地を調査された脇田委員の報告をお願いいたします。
委員	脇田	議案第 14 号、番号 3 番について報告いたします。 総会資料は、36 ページから 38 ページです。 調査日は、2 月 6 日、調査員は、柳井委員、小園委員、私脇田です。 申請人は、熊本県熊本市中央区本山〇丁目〇番〇の〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 場所は、セブンイレブン伊崎田店駐車場前の市道吉村山之口 1 号線を、有明支所の方へ 29m 進んだ左手に位置します。 申請地は、平成 30 年に相続した土地で、20 年以上にわたり、北側の住宅の通路として使用しており、現在はアスファルト舗装もされており、農地への復元は困難であると思われます。 現在申請人は、体調を崩されておりまして熊本の方に住まわっておりますが、家の方は時々親戚の方が来られて管理されているということでございました。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 14 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
事務局	桑水	次に、日程第 10、議案第 15 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。 まずは、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。 議案第 15 号、農用地利用集積計画の利用権の設定について、ご説明申し上げます。

		議案書は、22 ページから 52 ページとなっております。まずは、議案書 22 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は、令和 7 年 2 月 28 日で、始期は令和 7 年 3 月 1 日となります。 設定期間が、2 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が 17,397 m²、畑が 307,544 m²、樹園地が 34,050 m²で、合計しますと 358,991 m²となり、うち更新分は 23,136 m²となっております。 利用権の設定をする者の数が 79 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 30 名であります。 利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 49 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。 詳細につきましては、23 ページから 52 ページの明細表をご確認ください。 以上で、議案第 15 号、農用地利用集積計画の利用権の設定について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。 23 ページ、番号 1 番と番号 2 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
議長	萩迫	
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番と番号 2 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 3 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 3 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、24 ページ、番号 4 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、こ

会場 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 事務局 桑水	ここで退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、番号4番について、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。 (〇〇委員 入室) 次に、番号5番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、番号5番について、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。 (〇〇委員 入室) 次に、25ページ、番号6番から、52ページ、番号81番までと、22ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第10、議案第15号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第11、議案第16号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。 議案第16号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。 議案書は、54ページから62ページとなっております。 まずは、議案書54ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和7年度の5月1日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が67,320㎡、畑が51,891㎡、樹園地が75,246㎡で、合計しますと194,457㎡となっております。農地の地権者数は40名、耕作者となる配分予定者は25名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第
--	--

		5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。59 ページの番号 57 番の配分予定者となっている有限会社アグリみやこについては、本市では農地所有適格法人にはなっておりませんが、中間管理事業の担当に確認したところ、解除条件付きの貸借となるとのことでした。また、ほかの法人については農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。 詳細につきましては 55 ページから 62 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。 以上で、議案第 16 号、農用地利用集積等促進計画（案）について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がありましたが、55 ページ、番号 1 番から番号 5 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
議長	萩迫	
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 5 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 6 番から 62 ページ、番号 111 番までと 54 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 11、議案第 16 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 12、議案第 17 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	次長	議案第 17 号、農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 64 ページをお開きください。 番号 2 の申出者は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。

議長 萩迫 会場 議長 会場 議長	あっせん委員につきましては、山迫委員、坪田委員の指名をご提案いたします。 番号3の申出者は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、山迫委員、谷宮委員の指名をご提案いたします。 続きまして、番号4の申出者は、都城市菖蒲原町にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の指名をご提案いたします。 以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第12、議案第17号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員